

沼津市立病院特定行為研修 e ラーニングコンテンツ等賃貸借
契約候補者選定に係るプロポーザル 参加要領

1 目的・趣旨

令和 3 年 9 月 30 日付け医政発 0930 第 16 号厚生労働省医政局長通知「現行制度の下で実施可能な範囲におけるタスク・シフト／シェアの推進について」により、医師から他職種へのタスク・シフト／シェアが可能な業務の具体例として、看護師は特定行為（38 行為 21 区分）が挙げられているが、当院においては、特定行為の教育研修体制が未構築であり、計画的な職員の能力向上を図ることが難しい状況にある。

この課題を解消するため、e ラーニングコンテンツを活用した効率的かつ効果的な教育研修体制を構築し、今般の医師の働き方改革におけるタスク・シフト／シェアの推進を図るとともに、看護職員の能力向上による医療の質の向上を図る。

上記にあたり、高次の医療専門性、ノウハウ及び実績を有することが重要であるため、プロポーザル方式により契約候補者を選定する。

この要領は、本プロポーザルの実施及び参加方法について、必要な事項を定めるものである。

2 契約の概要

- (1) 件 名 沼津市立病院特定行為研修 e ラーニングコンテンツ等賃貸借
- (2) 期 間 契約締結日（令和 6 年 4 月上旬予定）から令和 7 年 3 月 31 日まで
- (3) 提案限度額 2,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 問い合わせ・書類提出先

沼津市立病院 病院管理課（〒410-0302 沼津市東椎路字春ノ木 550 番地）
担当 企画係 宮浦、山本
電話 055-924-5100 E-mail byoin-so@city.numazu.lg.jp

4 参加資格要件

次の各号のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加する資格を有しない。

なお、契約候補者の決定後契約締結までの間においても、以下の項目に該当した場合は契約候補者の決定を取り消すことがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定

を受けている者を除く。)

(3) 沼津市暴力団排除条例(平成24年条例第22号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者

(4) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者

(5) 国税及び沼津市税の滞納がある者

5 契約候補者選定スケジュール

No	内容	期間
1	募集開始	令和5年5月24日(水) ホームページ掲載
2	質問受付	令和5年5月30日(火) 15時までにメールで
3	質問回答	令和5年6月1日(木) 17時までにホームページ掲載
4	プロポーザル参加申込	令和5年6月6日(火) 17時必着
5	プロポーザル参加承認	令和5年6月8日(木) 17時までにメールで
6	企画提案書等の提出	令和5年6月19日(月) 17時必着
7	選考会(書類選考)	令和5年6月20日(火) 予定
8	選定結果の通知	令和5年6月22日(木) 予定
9	契約締結	令和6年4月上旬(予定)

※なお、本プロポーザルに関する説明会は実施しない。

6 質問受付・回答

(1) 質問方法

本件に係る質問は、質問受付期間中にメールにより提出する(様式自由)。会社名、担当者名、メールアドレス及び電話番号を併記し、メール送信後、質問を送付した旨の連絡を電話にて伝えること。

質問提出・連絡先は「3 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

なお、プロポーザル実施手順等についての質問は随時電話等で受け付ける。

(2) 回答方法

質問者匿名にて当院ホームページ上で回答を掲載する。

7 プロポーザルへの参加申込

以下の書類をプロポーザル参加申込の期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）すること。ただし、沼津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、（４）（５）（６）は不要である。

なお、参加申込後、参加を取りやめる場合は企画提案書等の提出期限までに参加辞退届（様式3）を提出すること。辞退しても今後不利な扱いを受けることはない。

（１）参加申込書（様式1）

（２）同種業務実績表（様式2）

記載した業務のうち一つは内容が確認できる資料（契約書の写し等）を添付

（３）会社概要（様式は任意だが１種類とする。パンフレット等でも可）

（４）暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書（様式4）

（５）財務諸表（直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」）

（６）納税証明書（申込日から３か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ提出。）

① 沼津市法人市民税納税証明書（最新の事業年度のもの）

② 沼津市固定資産税納税証明書（昨年度のもの）

③ 国税納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について）

・法人登記している事業者は「その３」又は「その３の３」を提出

・個人事業者の場合は「その３」又は「その３の２」を提出

8 プロポーザルへの参加承認

参加申込書類の確認後、プロポーザル参加の認否をメールにて通知する。

なお、申込書類を提出したにもかかわらずプロポーザル参加承認の通知期限までに認否の連絡がない場合は、通知期限日の17時までに「3 問い合わせ・書類提出先」へ電話で問い合わせること。

また、参加不承認の場合は、当院にその理由の説明を求めることができる。

9 企画提案書等の提出

（１）提出書類

以下の書類を企画提案書等の提出期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）する。

① 企画提案書提出届（様式5）

② 企画提案概要（様式6）

- ③ 企画提案書（様式自由）
 - ④ 工程表（様式自由、導入前サポートがある場合は、当該サポートを含めること）
 - ⑤ 見積書（様式自由、押印不要）
- （２）企画提案書等の規格（不備がある場合は、一切受け付けない。）
- 企画提案書等の提出書類は以下の点に注意し作成すること。
- ① 「（１）提出書類」のうち、②～⑤については、自社名を入れず（入っている場合は受け付けない）、参加承認通知に記載する各参加者へ割り振ったアルファベットを各書類の１ページ目の右上に挿入すること。
 - ② 「（１）提出書類」は、日本工業規格Ａ４で作成する。このうち、②～⑤については、この順に左綴じしたものを１部とし、これを５部提出する。Ａ４以外のサイズを用いる場合はＡ４サイズに折りたたむこと。
- （３）その他、注意事項
- ① 企画提案書は工程表、見積書を除き１０ページ以内で作成すること。
 - ② 見やすいもの、わかりやすいものとする。特にコンテンツの特徴や操作方法は、具体的に説明し、手順等を簡単なフローなどで示すこと。
 - ③ 本要領に示すコンテンツ活用の目的・趣旨を達成するため、提案限度額の範囲でできる限りの提案をすること。また、本件の契約候補者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、業務概要に示す当院の要求事項にとらわれず、参加事業者の専門性を生かした指摘や提案に努めること。
 - ④ 見積書は、提案するコンテンツの費用が分かるように内訳を記載すること。
 - ⑤ 提出書類に不備がある場合は、訂正を求めることがある。その場合、提出期限までに訂正がなければ失格とする。なお、提案内容については、提出後の修正や追加は一切認めない。

10 提案する内容

- （１）特定行為研修 e ラーニングコンテンツ
- （２）看護手順学習・看護知識習得 e ラーニングコンテンツ
- （３）上記ツール導入前後におけるサービス・サポートに関すること

※（１）及び（２）の詳細については、別添「公募仕様書」を参照すること。

11 選考

- （１）選考方法

企画提案書等提出書類をもとに、「沼津市立病院特定行為研修 e ラーニングコンテンツ等賃貸借契約候補者選定委員会」において総合的に評価を行い、契約候補者を選定する。ただし、評価者合計点数の平均が 60 点を超えるものがいなかった場合は、

契約候補者を選定しない。

(2) 評価項目

別表「評価項目」のとおり。

12 選考結果の通知

契約候補者選定後、速やかに当院ホームページ上にて結果を公表する。なお、参加者自身の評価については、当院にその理由の説明を求めることができる。

13 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出期間中に提出しなかったとき
- (2) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと当院が認めたとき

14 契約

契約候補者と協議を行い、詳細な内容及び契約条件について合意した後に契約を締結する。

本プロポーザルに係る契約は、令和6年度予算の成立をもって締結が可能になる。予定より予算の議決が遅れた場合その他不測の事態が生じた場合は、契約締結日が予定より遅れる場合がある。

また、沼津市議会が本業務に係る予算を承認しなかった場合には、契約を締結しない。

なお、選定された事業者が以下の規定するものに該当することになった場合は、契約候補者の決定を取り消すことがある。この場合は次順位の者と協議するものとする。

- (1) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと当院が認めたとき

15 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、当院が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (2) 本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。
- (3) 提出書類は一切返却しない。

16 その他

- (1) 本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類における記名・押印は、すべて契約の権限を有する代表者のものとする。

以上

別表 評価項目

評価項目		配点
1 導入実績	公立病院における提案コンテンツ導入の実績はあるか。	5
2 コンテンツ内容	提案コンテンツは目的を達成するために有効か。	20
	操作や管理がしやすいコンテンツであるか。	20
3 サポート内容	特定行為研修実施のための機関指定に係るサポートは充実しているか。	30
	導入後の対応・サポート体制は充実しているか。	15
4 経済性	利用料における優位性はあるか。	10
合計（評価点）		100